

平成29年5月2日開催

高崎市第34回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第34回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、依田会長、5番、町田委員から欠席との連絡がございましたので、報告させていただきます。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。1番、吉井宏之委員、19番、柄沢高男委員の2名の指名いたします。書記の任命につきましては、事務局、齊藤主任主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからのご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第4条許可、転用目的は蚕室、倉庫用地でございまして、計画者が亡くなり計画を実行することが困難となったためということでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。また、関連案件といたしまして、第5条許可申請7番が提出されております。

2番 当初許可の内容は農地法第5条許可、転用の目的は建売分譲住宅でございまして、諸事情により計画を実行することが困難となったためということでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。また、関連案件といたしまして、第5条許可申請58番が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更案件につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳です。この2番のほうの当初計画者、これはまだあるのですか。

○部会長 事務局。

○事務局 当初計画者については解散している法人でございまして。解散しておりますので、この方から申請は受けられませんので、閉鎖した法人登記を代わりにつけていただいて、承継人の方から改めて申請をいただいております。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 十何年前に潰れてしまった会社だけれども、申請が出てきたから会社は続いているのかなと思っ
たのだけれども解散されているという事でいいのかな。

○事務局 もう解散されています。

○18番青柳委員 そうだね、これ。

○事務局 はい。

○18番青柳委員 はい、わかりました。

○部会長 よろしいですか。

○18番青柳委員 はい。

○部会長 ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議がないようでございますので、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申
請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請
でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請
でございます。

8番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は貸貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でござい
ます。別添の3条の調査書の8ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらの農地法第3条調査書の8ページをごらんください。この報告は営農状況について調査をさせていただいた
ものでございます。こちらの一番上の第2項第1号の全部効率利用におきまして、こちら読み上げさせていただきます

す。譲受法人の経営農地は昨年度に許可を得た農地について全て耕作されているとは言いがたく、特に営農型太陽光の許可地につきましては、当初の計画よりかなり遅れがちとなっている状態と判断されます。よって、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用しているものとは見込まれないと報告させていただきました、該当が「する」となっております。このことから9番については申請人にお話したところ、今月につきましては1カ月頑張りたということになりまして、保留でお願いしたいということで伺っています。また、来月確認させていただいて状況が変わらないようでしたら、来月については取り下げというふうを考えております。9番につきましては保留でお願いしたいと思います。

10番でございますが、こちらも先ほどの調査書のとおり、こちらについても保留ではございますが、朗読だけはさせていただきたいと思っております。契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番でございますが、こちらも先ほどの同じ法人の関係でございます、こちらシェアリングのための3条の地上権の設定でございます。こちらもシェアリングの状況が悪いことから、こちらも保留でお願いできればと思います。朗読だけはさせていただきます。契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。関連案件としまして、5条の申請も出ております。議案第4号、36番が関連案件でございます。

15番でございますが、こちらにつきましては、先月の農地部会の際に渡人が農地の申請地につきまして、残土の処理が整っていないことから保留をいただいた案件でございます。そちらにつきましては、開発指導課のほうに確認しましたら、まだこちらに1回土を入れた残土がまだ撤去されていないということから、今月につきましては取り下げの申請をいただきましたので、15番につきましては、取り下げでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

16番、17番でございますが、こちらにつきましては、まずは保留と今月はさせていただきたい案件でございますが、朗読だけはさせていただきたいと思っております。

16番 契約内容は売買、借り受けている申請地を取得して耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

こちら2件につきましては、先ほどと同様、経営農地が管理されていないことから、保留で今月はお願いしたいと思います。

18番 契約内容は贈与、父から申請地を譲り受け農業後継者として耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、所有地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は贈与、経営規模拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

26番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受け一体の農地として効率よく耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受け一体の農地として効率よく耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く26件でございます。また、別添の農地法第3条の調査書のとおり、ナンバー9番、10番、16番、17番を除いて農地法第3条第2項各号に該当しないため、またはただし書きに該当するため許可要件全てを満たすことをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳です。この15番、ちょっとひっかかるものがあるのですけれども、何がためだったの。質問ですが。

○部会長 はい。

○事務局 こちら、この申請地に農地改良をしたいということで農業委員会のほうに届出が出されて、本来でしたら申請地の内の500㎡未満を盛り土をすることでしたので、残土の協議をとってなかったのです。そして、農地改良してみた結果を見ましたら、土地全体に土を盛ってしまって、残土の協議が調わずに残土を入れてしまったということから、残土の取り直しをしてくださいと指導が入りまして、それが終わるまではこちらを動かすことはできませんよということから、今回の申請人にお伝えして、開発指導課の残土の処理をしてから3条の申請に臨んでくださいということで、そちらの審議は見込みがあるということで聞いていましたので、先月お受けしたのですが、開発指導課に確認したところ今月は、そちらが是正がされていないということから、開発指導課ではこちらの農地を使っていいよというオーケーが出ないのです。それから、今回二月の保留ができませんので、取り下げという流れになりました。

以上でございます。

○部会長 はい、どうぞ。

○18番青柳委員 そうすると、この4,000平米以上、もうえらく盛ってしまったというわけ。

○事務局 はい。

○18番青柳委員 そうなの。

○事務局 はい。

○18番青柳委員 わかりました。はい。

○部会長 そのほかはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうしますと、15番が取り下げで9番、10番、14番、16番、17番が保留ということでございます。その他の案件につきまして、異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしということでございますので、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 同居を始めた息子の部屋を確保するため申請地に母屋を増築したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地1,146.34平米と一体利用の計画でございます。

2番 以前より農業用倉庫用地として利用している土地を相続で取得したが農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置及び農業用倉庫の申請でございます。なお、宅地703.93平米と転用済みの畑651平米と一体利用の計画でございます。

3番 以前より農家住宅敷地として利用している土地を相続で取得したが農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の申請でございます。なお、宅地168.59平米と一体利用の計画でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 農家住宅の敷地としていた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の申請でございます。

6番 アパート経営をしたく申請地に共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございます。

7番 以前より農業用倉庫用地として使用していた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地1,196.09平米と一体利用でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー8でございます。

8番 以前より通路として使用していた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、こちらも宅地1,196.09平米と一体利用でございまして。また、関連案件といたしましては、先ほどのナンバー7でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、8件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー3につきましては、事前調査案件でございまして。

最初に、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅9棟の申請でございまして。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料をごらんいただきたいと思います。

ナンバー1、審議資料でございまして。この資料でございまして、こちら位置図でございまして。申請地は、丸で囲まれた箇所が申請地でございまして、ちょっと記載がなくて大変申しわけないのですが、場所は高崎市立箕郷東小学校から北西へ約400メートル上がったところでございまして。

1枚おめくりください。周囲の状況及びまた案内図でございまして。周囲は、農地と開発地、住宅とそのほかの宅地、雑種地が混在する地域でございまして、徐々に農振除外が進んで宅地等が広がってきている地域でございまして、第2種農地10ヘクタール未満の農地の連担ということで第2種農地に該当すると考えております。

1枚おめくりください。公図の写しでございまして。図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめがされているほうが北となります。申請地は、東西に長い筆でございまして、こちらは、北からだんだんに下ってくるような、段々の農地の一団の真ん中でございまして。北側はまだ田んぼという形になってございまして、東側と西側につきましては公道、南側につきましては宅地及び農地が隣接しております。

1枚おめくりください。土地の利用計画図及び排水の計画図でございます。申請地は、こちら南側に幅員5.5メートルの道をつくりまして、北側に9区画の建売分譲を計画しております。道につきましては、アスファルト舗装仕上げ、また転落防止のために南側につきましては防護柵としましてパイプ状の柵をつけて転落防止をするということでございます。

また、北側につきましては9区画の建売分譲の敷地を造成しまして、そちらに住宅を建築する予定でございます。

また、北側の農地との接続につきましては、そちらの農地のほうが上にございますので、そちらから土砂の防止を防ぐために擁壁を1メートルぐらいのものを計画しているということでございます。

また、敷地から出る雑排水及び雨水でございますが、雑排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設けまして、申請する道の側溝を経まして、西側の道路側溝に接続する計画でございます。また、雨水につきましては敷地内浸透でございます。

最後でございますが、申請地の一番右の敷地でございますが、都市計画道路の予定図がございます。こちらにつきましては、あくまで予定図でございまして、今こちらに都市計画道路の拡張の予定があるということから、敷地のその部分については後退して建築を考えています。また、こちらの6メートルのバックにつきましては、こちらが一番左側の敷地の方が購入いただきまして、もし道ができる際には、そこは道としてなることをご了解いただいた上で販売、買われるということで説明したいというふうに伺っております。

続きまして、1枚おめくりください。建物の平面図でございます。こちらは、このような仕様の建物が9棟建つということに伺っております。

最後のページにつきましては、建物の立面図でございますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上で、資料の説明のほうを終了したいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第1班の調査でございますので、調査班長の吉井委員から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の代表者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地は、東側の道路より少し低くなっていますが、盛り土をするのですか。

回答 切り土になると思います。南側の新設道路の高さに合わせて、住宅を建てる敷地については平らにしますので切り土をいたします。

質問2 北側の段の上の田と住宅との間はどのくらいあけるのですか。また、擁壁などはするのですか。

回答 予定では、高さ数十センチの擁壁を設置し、土が流れ込まないように施工します。

質問3 今回の申請は建売住宅ということですので、9棟を一度に建てる計画でよろしいのですよね。

回答 はい。9棟を順次建てていくことになります。

質問4 排水は、どちらへ流す予定ですか。また、流す予定の水路は農業用水になりますか。

回答 西側の既存水路に放流する計画です。放流するに当たっては、群馬用水土地改良区から了承(意見書)をいただいています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としていいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー2の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い既存の事業所に隣接する申請地を借り受けて事業所を拡張したいという事業所及び露天駐車場の申請でございまして、雑種地2,653平米、宅地498.87平米、転用済みの田2,202平米と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、この申請の工事期間中、社員の駐車場が不足するということで一時転用で申請のほうが出ております。25ページ5条の38番がこちらの関連案件でござい

ます。

それでは、審議資料のほうをごらんいただきたいと思います。農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料となります。

1枚目になりますけれども、位置図になります。申請地は、真ん中よりちょっと上の四角く囲まれたところ、申請地と書かれたところでございます。一番の上のところ切れてしまっているのですけれども、箕郷支所より南に2.1キロメートルに位置しております。

1枚おめくりいただきまして、案内図でございます。真ん中側のちょっと下あたり申請地と書かれたところ、こちらの筆のほうは現在の既存の今使われている事業所になりまして、その上の長い筆が今回の申請地になります。また、一時転用で出ているところなのですけれども、今回の申請地の北側2筆ありますけれども、東の太い道に面したところ、こちらのほうが一時転用の申請地でございます。周囲は農地がありまして、2種農地に該当するものと思われ

ます。

1枚おめくりいただきまして、公図の写しでございます。今回の申請地は、細長い1つの筆で田2,941平米と書かれたところ。その南側3筆が現在使用している事業所になります。今回の申請地の北側2筆のうち東側が一時転用の申請地でございます。東側は道路が通っておりまして、西側のほうは水路、こちら結構水量の多い用悪水路が走っております。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございます。こちらは、今の事業所と一体の利用図面になりまして、真ん中、東西に線が入っているところがあるのですけれども、新設コンクリート舗装と書かれたところの上の線

で、ここから北側が今回の申請地、南側が既存の事業所のスペースになります。今回の申請地は4棟建物を建設する計画がありまして、東側から事務所兼待合所、こちらは、お客さんの待合所と事業所の事務所のスペースがある建物になりまして、2階建ての建物になります。その西側は車庫になりまして、こちらのほうが6台バスがとめられる予定になっております。続いて、西側が整備工場になりまして、こちらのほうが4台整備のバスが入れる予定になっておりまして、こちらのほうも2階建ての建物になります。一番西側になるのですけれども、休憩室ということで従業員の休憩室、こちらも2階建ての建物になっております。

続いて、別で追加でお配りさせていただいた審議資料のほうをごらんください。こちら排水の図面になります。こちら東側の道路に下水道管が通っておりまして、水道関係、トイレですとか、休憩室等はお風呂のほうが設置されていますが、そういった水に関しましては下水のほうに放流する予定になります。また、雨水の関係なのですけれども、本来の申請地と既存の事業所の間に側溝が走っているのですけれども、そちらのほうに水が流れる傾斜となっておりまして、整備工場、車庫、特に整備工場は油が出るということもありますので、整備工場の南側に側溝を入れて、そこから西のほうに流して、そこから南の側溝のほうに流すのですけれども、この図面の中にグリーストラップと書かれているのですけれども、こちらはいわゆる油水分離槽になりまして、こちらのほうで油と汚水、水を分けて油のほうはこちらのほうで除去をして水のほうを南の側溝のほうに流すという流れになっていまして、最終的に西側のほうグリーストラップともう一つ書いてあったと思うのですけれども、そちらのほうでまた水と油を分けて水のみを西側の水路のほうに放流するという計画になっております。

また、屋根に降った雨については、一番北側の水路に流してそのまま西側の水路のほうに放流する計画になっております。

それでは、もとの資料に戻っていただきまして、先ほどごらんいただいた土地利用計画図になりますけれども、ここから先が建物平面図と立面図になります。先ほど口頭で2階建てとか説明のほうさせていただきまして、こちらのほうは参考ということでごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の取締役、社員、代理人の計3名の出席でした。

質問1 整備工場ですと地面に油が流れることもあると思いますが、申請地の下流は田園地帯ですので排水するに当たって油が流れてしまうことが心配されます。また、排水はグリーストラップを通して油を取り除いてから放流するとのことですが、大雨などのときにオーバーフローして油が流れてしまうようなことはありませんか。

回答 流量計算した計画で開発指導課に提出しています。想定としましては、10年に1度の大水にも対応できるものになっております。

質問2 グリーストラップの日量の処理能力はどの程度ですか。また、維持管理は業者に委託するのですか。

回答 国土交通省で定めている基準に基づいて設置いたします。具体的な処理能力は、現在資料がありませんので、後日ご報告いたします。

グリーストラップの維持管理は業者に委託し、定期的に清掃いたします。また、既存のグリーストラップについても、もっと処理能力の高いものに変更する計画でして、あわせて場内の側溝も大きくする予定です。

質問3 箕郷町西明屋にも営業所がありますが、そちらは閉めて営業所を統合するのですか。

回答 今回の場所は貸し切りバスの営業所で、もう一方は乗り合いバスの営業所になりますので、それぞれに営業いたします。ただし、バスの整備に関しては、こちらの新設する整備工場で行う計画になっております。

質問4 夜間照明を設置する予定ですか。申請地の北側には田んぼがありますので、光公害が心配されます。

回答 申請地の北側に設置する予定ですが、周囲に光が漏れないようなものを設置いたします。

質問5 お客さんの待合所を設置する計画ですが、一般のお客さんがこちらに集まってバスに乗って出発されることがあるのですか。その場合に多くの人が集まることもあるのですか。

回答 駐車スペースも少ないことから多くの方が集まることはないと思いますが、数人が先にこちらから乗ることもあるので、待合所の設置をいたします。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、お願いします。

○事務局 補足になるのですけれども、事前調査報告の中でグリーストラップの処理能力、後日報告ということでありましたので、確認いたしましたのでご報告させていただきます。

こちらのグリーストラップのほうなのですけれども、整備工場を設置する場合に国土交通省で定められたものの基準に基づいて設置しているということなのですけれども、こちらの処理能力は1分間に255リットル水が入ったとしてもオーバーフローしないようなものということで伺っております。

以上でございます。

○部会長 はい。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー2につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

1枚目は、位置図でございます。申請地は十文字公民館から1.1キロ南下した道路沿いの農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目、案内図でございます。本申請地を含めまして、周辺の農地につきましては、果樹栽培や採草放牧地等の畑が広がる農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目は公図の写しでございます。こちら、図面左側が北となります。申請地の北側、西側、南側が公道と接しておりまして、東側につきましては、転用範囲外の畑と、さらに南東側が宅地となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。図面右側が北となりまして、掘削計画といたしましては申請地を3区画に分けまして、南側から順に黒土を採取する計画でございます。また、工事中につきましては、申請地東側にございます表土の仮置き場を設けまして、事業終了後には保管しておいた表土を用いて農地への復元を行うということで聞いております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目と次の6枚目が横断面図でございます。図面一番上が申請地の南端でございまして、南から10メートルごとの地点を示したものとなっております。掘削の深さにつきましては、深いところで1メートルでございまして、申請地全体の黒土採取予定量としましては、合計で2,395.55立米となります。

1枚おめくりいただきまして、最後が縦断面図となります。現地は、北側から南側にかけて坂となっております、図面中央のイニシャルiで示されているのが勾配でございます。なお、勾配につきましては、5%の勾配でございます。参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 黒土の採取後、埋め戻しは行いますか。

回答 埋め戻しの計画はございませんが、とっておいた表土を使って農地に復元いたします。

質問2 採取後の農地の高さについては、どのくらいの高さになりますか。

回答 道路脇の石垣の高さと同じくらいになります。

質問3 車両の搬入の際に、南側のコンクリートの道を通るようですが、コンクリートが割れてしまうことが考えられます。その対策はどうされますか。

回答 コンクリートの道の上には鉄板敷きをする計画です。万が一、割れてしまうようなことがあれば、責任を持って修復工事を行います。

質問4 採取計画は南側の層の厚いほうから順に採取するということですか。また、最後の区画は黒土が少ないように思われますが。

回答 はい、南側の区画からとなります。また、梨の木の抜根の依頼とともに黒土を採取する計画です。北側の区画の採取量は少ないかもしれません。

質問5 農地に復元した後、どなたがどのように管理されますか。

回答 申しわけございません。確認しておりません。

(事務局による確認)その後の管理については、知り合い方に管理を依頼する予定とのことでした。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー3につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。今回は、案件が多いためナンバー4からナンバー32までの南部地区案件を前半に、ナンバー33からナンバー65までの北部地区案件を後半として2回に分けて審議をお願いいたします。

それでは、ナンバー4からナンバー32までの説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、ナンバー1が関連案件でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、自動車教習所を経営しているが駐車場が不足しているため教習所近くの申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地100.00平米と一体利用でございます。

11番 契約内容は売買、高崎市に赴任となり申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地166.55平米と一体利用でございます。

15番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番につきましては、計画について、調整しております、今月は保留でお願いいたします。

21番 契約内容は売買、自宅への進入路が狭いため申請地を買い受けて通路用地としたいという通路用地の申請でございます。なお、宅地473.16平米、公衆用道路44.83平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、公共下水工事に伴い申請地を工事車両置き場及び作業所として利用したいという工事車両置き場及び作業所の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

28番につきましては、譲受人より計画の見直しがあり、取り下げたいとの連絡があったため、今回は取り下げでお願いいたします。

29番 契約内容は売買、園庭が狭く不足しているため申請地を買い受けて利用したいという園庭用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、桐材店を営んでいるが資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天資材置き場の敷地拡張の申請でございます。なお、原野492平米と一体利用の計画でございます。

32番につきましては、太陽光の接続の書類の確認がとれないということから保留をいただいた案件でございます。今月につきましても、そちらの書類の提出がないことから、今回につきましては取り下げでお願いしたいと思います。

32番につきましては、取り下げでお願いいたします。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の案件につきましては、取り下げ2件を除きまして、一括案件27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

では、私のほうから1ついいですか。22番なのですから、上滝町、下滝町、住所がちょっと違うのだけれども、これは隣り合わせの土地なのですか。22番。隣り合わせ。

○事務局 隣り合わせということでございます。

○部会長 住所が違うからちょっと確認で。

○事務局 そうですね、字界の関係です。

○部会長 はい、わかりました。

そのほか、皆さんのほうどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議がないようでございますので、許可相当とすることにいたします。

ここで長くなるから休憩入れますか、どうですか。続けてしまえますか。

では、5分間休憩しますか。

○全員 はい。

○部会長 では、10分間の休憩ということにいたしますので、よろしくお願いします。

休 憩

再 開

○部会長 それでは、ただいまより議事を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、北部地区の案件を始めたいと思います。ナンバー33からナンバー65までの説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番なのですけれども、こちら、先月、市の産業廃棄物対策課のほうと協議が調わないことから保留になった案件なのですけれども、現在も協議が調っていないことから取り下げとなっております。34番につきましては、取り下げでお願いいたします。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅4棟の申請でございます。

36番でございますが、こちらさきにご審議いただきました3条の地上権の設定の関連案件でございます、支柱の部分の営農型太陽光の一時転用でございますが、こちらにつきましても3条同様で今月につきましては保留でお願いしたいと思います。

朗読だけ一応させていただきたいと思います。契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、事業所拡張工事に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて社員用駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書17ページ、5条のナンバー2が関連案件でございます。

39番 契約内容は売買、駐車スペースを確保したく申請地を譲り受けて利用したいという露天駐車場及び庭用地の申請でございます。なお、宅地354.97平米と一体利用でございます。

40番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住環境のよい申請地を買い受けて住宅用地として分譲したいという分譲住宅用地の4区画の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。なお、宅地189.11平米と一体利用の計画でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地377.06平米と一体利用の計画でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地167.32平米と一体利用の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが家族が増え手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、購入予定の宅地に隣接した申請地を買い受けて庭用地として使用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます、宅地441.12平米と一体利用の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは申請地が隣地で一体の造成を行うことから、次のナンバー57と関連案件でございます。

57番 契約内容は売買、現在所有の資材置き場が手狭になったため申請地を買い受けて利用したいという露

天資材置き場の申請でございます。なお、こちらは前のナンバー56と関連案件でございます。

58番 契約内容は売買、実家の近くに自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらはさきに計画変更のご審議をいただきました議案書3ページ、議案第1号、ナンバー2の関連案件でございます。

59番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

61番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62番 契約内容は使用貸借、事業拡大のため法人代表者の農地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

64番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら転用済みの畑290平米と一体利用の申請でございます。

65番 契約内容は貸貸借、新幹線高架橋の補強工事に伴い申請地を借り受けて工事を行いたいという工事用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては、取り下げ1件を除く32件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。どうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうしますと、取り下げが34番、保留が36番、それと65番につきましては許可相当として農業委員会ネットワークに意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあ

たので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 申請人は被相続人の次男でございまして、相続開始年月日は平成28年8月26日でございます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願は、以上1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、報告事項、第1号から第4号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種中高層住居ほか12件、計13件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分につきましては準工業ほか27件、計28件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約ほか5件、計6件の通知につきまして書類審査し、適法だったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

1番と2番につきましては、こちらは3月の農地部会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課との調整のため許可書の交付を一時保留しておりましたが、開発指導課との協議が調いましたので、ナンバー1につきましては3月29日付、ナンバー2につきましては4月6日付で許可書のほうを交付いたしました。

3番以降につきましては、先月の農地部会におきまして、許可相当とした案件のうち4条が9件、5条が46件ございまして、他法令との協議が調いましたので4月24日付で許可書のほうを交付いたしました。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○部会長 その他の事項について、事務局から何かございましたら。

○事務局 ございません。

○部会長 ないですか。

○事務局 はい。

○部会長 皆さんのほうから何かございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 そしますと、以上で第34回農地部会を終了といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時02分 閉会